

公立保育園の確保の内容の変更及び 特定教育・保育施設の確認について

1 公立保育園における確保の内容の変更について

私立保育園の新規開園等による受け皿の確保については、公立保育園において、子ども・子育て支援事業計画における確保の内容を、次のとおり変更します。

(単位：人)

施設名	入園児数		確保の内容		
	令和3年度	令和4年度	令和3年度 (変更前)	令和4年度 (変更後)	増減
堀之内なかよし保育園	197	189	270	250	△20
佐梨保育園	71	71	85	75	△10
ひがし保育園	37	36	60	50	△10
伊米ヶ崎保育園	55	55	90	80	△10
つくし保育園	159	150	170	150	△20
合計	519	501	675	605	△70

2 子ども・子育て支援法第31条に基づく特定教育・保育施設の確認について

私立幼稚園、保育園について、次のとおり確認する予定です。

①子ども・子育て新制度移行

施設名称	学校法人 みどり学園 めぐみ幼稚園	
種別	幼稚園	
施設所在地	魚沼市井口新田 360 番地	
申請者	名称	学校法人 みどり学園
	主たる事務所の所在地	魚沼市井口新田 360 番地
	代表者	理事長 桑原 郁夫
認可定員	120 人	
利用定員	1号認定 45 人	
確認年月日(予定)	令和4年3月31日	
備考	令和4年度入園児数 40 人	

②新規開設

施設名称	社会福祉法人 長慶福祉会 第二たんぼぼ保育園						
種別	保育所						
施設所在地	魚沼市中原 296 番地 1						
申請者	名称	社会福祉法人 長慶福祉会					
	主たる事務所の所在地	南魚沼市坂戸 347 番地 9					
	代表者	理事長 遠山 登志子					
認可定員	120 人						
利用定員	50 人						
	2号認定	13 人	3号認定	1・2歳児	22 人	0歳児	15 人
認可年月日 (予定)	令和 4 年 3 月 31 日						
確認年月日 (予定)	令和 4 年 3 月 31 日						
備考	令和 4 年度入園児数 47 人						

●「確認」について (子ども・子育て支援法第 31 条)

市が施設型給付費 (施設の運営等に係る費用) を支払う施設として確認する手続きで、施設型給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設等に対して、申請に基づき、利用定員を定めた上で給付の対象となることを「確認」することです。施設の「認可」とは別で「確認」されなければ、事業者は、施設型給付を受けることができません。